

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

現在の本市の人口構造は老年人口約 29.9%、生産年齢人口約 58.7%、年少人口約 11.4%となっている。生産年齢人口と年少人口は近年において減少傾向にある一方で、老年人口は増加を続けており、依然として少子高齢化が進んでいる。

産業構造としては、第一次産業 2.7%、第二次産業 24.9%、第三次産業 72.4%となっており、近年において第二次産業の割合が低下し、第三次産業の割合が上昇し続けている。

また、市内には多種多様な事業者が存在するが、なかでも卸売・小売業の割合が高く、その大半が家族経営等による小規模事業者である。このように小規模事業者は、本市の経済、雇用を支える礎ともいえる極めて重要な存在であるが、人口減少や高齢化をはじめとした構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、継承者不足等の様々な課題を抱えている。

(2) 目標

少子高齢化、労働人口の減少及び働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、市内中小企業者の生産性向上を促進することで、産業の健全な発展及び継承を目指す。

これを実現するため、本計画期間内に 10 件の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市産業は、製造業、卸売・小売業、建設業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業において多様な設備投資を支援し、広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画では、地域経済の活性化や産業の発展を目指すものであることから、太陽光発電設備に関して、発電電力を直接商品の生産もしくは販売又は役務の提供の用に供するために、自ら電力を消費する事を目的に設置するものを対象とし、売電することを目的として設置する設備は、雇用の創出・産業集積に繋がらないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

臨海部、平野部、山間部といった立地に関わらず、本市の産業を支える中小企業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市産業は、製造業、卸売・小売業、建設業、サービス業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業において多様な設備投資を支援し、広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において全業種・全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。

③企業の事業活動は、地域の環境に大きな影響を与えることから、環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、公害の防止に努めること。

④市税の滞納がある者は本認定の対象とはならない。